教え子を再び戦場に送るな

２面・高校生の政治活動
文科省通知を読み解く

しずおか 高教組しんぶん

第405号
2015年
11月25日

発行所
静岡県高等学校障害児学校教職員組合
静岡市葵区駿府町1－12
高教組新聞編集委員会
http://www.s-koukyouso.jp/
e-Mail info@s-koukyouso.jp
TEL (054) 254-6900
FAX (054) 254-0814

高教組しんぶんは組合費とカンパによって発行されており、全教職員に配布しています

50歳台後半層の昇給抑制 17年度まで実施せず

高教組は11月19日、教育長と第3回の団体交渉を行いました。木藤委員長以下10名が参加、これまでに集約した1544名分の署名を提出、交渉に入りました。教育長は15年度給与改定について、人事委員会勧告どおり実施すると回答しましたが、改定時期については12月県議会ではなく2月県議会へ提案するとしました。年内支給は見送られることになります。回答には55歳以降昇給停止・抑制、技能員の昇任、非常勤講師の時間単価引き上げで前進回答がありました。

技能員の技能長昇任にむけ調整

臨時教職員の改善については実質0回答でしたが、非常勤講師の時間単価については「引き上げに向け財務当局と協議をおこなう」と回答。具体的な額は今後の交渉課題となります。

技能員の昇格に関しては「1級から2級への昇格年齢基準の見直し及び技能長への昇任については平成28年4月1日実施に向けて調整していく」と回答、3級への道を開くとともに、2級への昇格も勤務年数等引き下げが検討されます。大きな前進です。

55歳台後半層の昇給停止・抑制は18年以降に先送りとなりました。人事委員会勧告での1100円引き上げとあわせ、数年来の高齢者賃金攻撃に一定の歯止めがかかりました。

人事評価結果の賃金、昇任、分限などへの活用を検討

16年度からの改正地方公務員法の施行にともない、人事評価結果を人材育成、任用、分限、給与にどのように活用するか検討するとし、分限に関する条例に「降任」と「免職」の事由及び「降給」について必要な改正を行うと回答しています。評価結果の賃金へのリンク、昇任や分限への活用など具体的な運用についてすすめていく姿勢を示しました。

18歳選挙権については引き続き要請

18歳選挙権に関しては県教委は説明会を実施、文科省の通知等を管理職対象に説明解説したとしています。高教組は憲法、子どもの権利条約に則った主権者教育を実施すること、政治的中立の名のもと、管理職や行政の教育への過度な介入により教職員の教育活動が萎縮することがないよう求めています。県教委はこの問題での意見交換や要請には応じる姿勢を示しています。

教育新聞に伝えられた説明会での高校教育課長の発言について課長は「真意が伝わっていない」「副教材の活用、文科省通知に基づいて主権者教育はすすめていかなければならない」と述べました。

多忙化解消について

人事委員会は、実態の正確な把握と多忙化解消検討会の具体的な施策の実行に加え、管理職の意識改革、モデル校設置、アクションプランの策定などを示し、教育現場において多忙化の解消が実感できるよう努めることが必要と報告しています。

回答ではモデル校に替え「研究校」を指定し、多忙化の要因や解消すべき課題の顕在化と対応策を実施し、実感できる取り組みをすすめるとしています。「研究校」の校種、指定は今後検討するとしています。業務記録簿に現れない要因や課題の顕在化がどこまで明らかにされるのか、注視していくことが求められます。

再稼働を許すな
一斉署名、17万2403名分を提出

東京電力福島第1原発の大事故はいまだに収束の見通しが立たず、住み慣れた故郷に帰れない被災者は10万人を超します、被災者の生活再建もままならず、事故原因もはっきりしないまま、電力会社は川内原発につづき年明けには伊方原発も再稼働させようとしています。

中部電力は、防潮堤の建設と並行して、大量のCM宣伝で浜岡原発の再稼働を狙っています。川内原発などの再稼働は撤回し、停止中の原発はとめたまま「原発ゼロ」に進むことこそ、被災者の思いにこたえる道です。

11月17日、高教組も所属する「一斉署名実行委員会」は、「浜岡原発の再稼働を認めないで！静岡県一斉署名」17万2、403筆を、県知事あてに提出しました。

21日には、浜岡原発の再稼働を許さない「ひまわり集会」を駿府城公園で開催し、2千人を超える人が参加しました。

福島を想うこと

11月15日、全教主催の「被災地を見る・歩く・考える」行動が行われ、青森から佐賀までの各教組から23人が参加しました。

当日は朝、福島駅に集合し、バスで飯館・南相馬・浪江・双葉・大熊・富岡をまわりました。途中から合流した、福島県立高教組相双支部女性部長・大貫昭子さんに案内してもらいました。

写真①

私は、2年前にもほぼ同様のコースを訪問しましたが、その時はまだ浪江町までしか行けず、福島第1原発は遥か遠くに見るだけでした。今回は、国道6号線を通過し、第2原発のある富岡町まで南下し、巨大な焼却施設（写真①）を目の当たりにしました。バスから眺める風景は、2年前はまだ、田んぼは雑草に覆われ、津波で流された漁船が放置されているような状態でしたが、今はきれいに整地されています。ただし、コメをつくるための準備ではありません。除染作業で出た廃棄物を詰めた黒いフレコンバック（写真②）の「仮置き場」とするためです。これを前述した施設で焼却し、量を減らすのです。

写真②

国道6号線は通過できるとはいえ、避難区域に住民はいません。脇道や民家の入り口はフェンスでふさがれています。第1原発の側を抜けるときは、参加者の持参した線量計が激しく鳴り続けました。ところが、国や東京電力は、再来年には避難解除と住民の帰還を狙っています。「20mSvなら安全」（一般的基準は年間1mSv）として、医療・生活再建・賠償等を打ち切り、「事故が終わった」ことにしたいのです。改めて福島の地に立ち、あったはずの普通のくらしを想う。

（書記長　深田祐文）

視座

沖縄修学旅行の引率。平和講話を聞き、ひめゆりの塔で千羽鶴を納め、ガマの闇を経験し、生徒たちは命と平和の尊さを実感できたようです。70年前の地上戦を知り、その後70年も戦争をしていない日本はすごい、と生徒たちは口々に言いました▼平和ガイドさんと、少し話したんです。「アメリカ兵は今もいます。不発弾もまだ埋まっています。戦争は終わっていません。安保が大事なら、日本全体で引き受けるべきです。国土の0.4％の沖縄に74％の基地があるのは不公平です」バスガイドさんにも話を伺いました。「大きなニュースにはならないけれど、米兵の起こす小さな事件がなくならないんです。不法侵入とか。うちまで来て、ドアを叩き、大きな声で呼んだりするんです。怖いですよ」▼タクシー研修では、現代の沖縄を案内してもらいました。ジュゴンが住むという辺野古のコバルトブルーの海を、今は静かにうかぶブイが連なり、広範囲に取り囲んでいます。不屈の抗議活動がこの日も続けられ、501日目を迎えていました。運転手さんは、保守も革新も、右も左も越え、八割もの沖縄の人たちが、この美ら海を埋め立てようとすることに怒っている、と▼普天間基地を見下ろす展望台に上りました。住宅地に本当に隣接してるんです。「世界一危険な基地」と呼ばれるわけです。プロペラの音が聞こえてきて、見上げると、オスプレイが頭上を通り、住宅地上空を横切っていきました。帰りは、広大な嘉手納基地の敷地沿いを通ってきました。なるほど「戦争は終わっていない」わけです▼イチャリバチョーデーという言葉を教わりました。沖縄の言葉で、「一度出会ったら兄弟」という意味。沖縄の人があたたかく他者を受け入れるのは、その精神があるからだとか。そう、これこそ、平和の原点。

辺野古の海に基地はいらない

日本平和大会 in 富士山

政府が沖縄県民の心を踏みにじり、辺野古への基地建設を強行しようとするなか、「戦争したがる政府はいらない」「辺野古の海に基地はいらない」の声が富士の麓に響きわたりました。

全国から1260人以上が参加

「なくそう！日米軍事同盟・米軍基地2015年日本平和大会」は本県初の開催となり、10月31日、11月1日の2日間、御殿場市でおこなわれました。全国から1260人余が集まり、地元静岡からも600名の参加がありました。高教組から5人が参加しました。大会には、若林陽平御殿場市長、翁長雄志沖縄県知事、稲嶺進名護市長からもメッセージが寄せられました。

沖縄はじめ全国各地から運動の交流

1日目は参加者による東富士演習場視察がおこなわれ、続いて開かれた全体集会では、「いま沖縄とともに米軍基地のあり方を問い、全国の運動を交流する」「戦争への道ストップ戦争法廃止　憲法を守り輝かせるために」をテーマに全国の運動を交流、若者からも戦争廃止、平和に向けた運動の報告など多くの発言がありました。

若者も多く参加した

基地はいらない　憲法守れ

2日目は午前中にテーマ別の分科会がおこなわれ、どの会場も満員となり、実践的で活発な討論がおこなわれました。午後は参加者1000人が市内をピースパレード、「基地はいらない」「憲法守れ」の声が市街に響き渡りました。

来年は青森県の三沢で開催される予定です。

主張

ストレスチェックで「職場環境の改善」

労働安全衛生法が改正され、各職場で「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）」を毎年実施することが義務となり、静岡県の公立高校でも来年度からの実施に向けて試行が行われている。

「非常にたくさんの仕事をしなくてはならない」などの仕事の質や量に関する質問に加え、「ひどく疲れた」「ゆううつだ」などの精神的な状態に関する質問、職場や家庭などでの人間関係についての質問など57項目にわたって回答する。

「高ストレス」と判定された労働者から申出があれば、医師による面接指導の実施と、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等などの就業上の措置を行うことが事業者の義務となった。事業者の義務であって、労働者に対して受検を義務づけるものではない。

この制度の目的は、「労働者のメンタルヘルス不調の未然防止」（一次予防）、つまり「ストレスの原因となる職場環境の改善」である。精神疾患の早期発見早期治療ではない。本人のストレスへの気づきを促し、専門医によるアドバイスを受けるように準備されているが、あくまで副次的な対処である。

病気休職者のうち精神疾患が58.5％（平成26年度）を占めているという。教師はもともとストレスの多い仕事だが、ますますの多忙化と管理の強化がそれに拍車をかけているとしか思えない。

労働安全衛生法にもとづいて、各職場に「安全衛生委員会」が置かれている。私の勤務していた学校でも、不十分ながら定期的に開かれ、環境改善アンケートや、ストレスチェック、健康講座、危険個所の点検などを実施し、職員会議で問題提起したり、改善を提言してきた。

ストレスチェックによって出た結果は「職場ごとに集団分析」することになっている。

定数増をふくめた「職場環境の改善」に活かせるかどうか、各職場の「安全衛生委員会」のあり方にかかっている。

志榛地区で「味な平和ゼミナール」

12月13日(日)午後2時から、藤枝の小坂会館で、志榛地区伝統の「味な平和ゼミナール」を行います。

今年のテーマは、「フクシマに向き合う青春　種まきうさぎ」の試写会。核被災と向き合う福島の高校生が、それでもこの土地と仕事にあきらめずにたちむかう人たちと出会います。藤枝のエバーグリーンのメンバーも登場。

楽しく、おいしく、若者と共に足元から平和をつくりましょう。

「戦争法」は「廃止させる、絶対!!」

藤枝では12月5日に「戦争法廃止」のための集会を開きます。SEALDsの林田光弘さん、千葉泰真さんが来てくれます。若者たちとの対談も計画しています。

「一人ひとりの言葉を大切にし」「平和と民主主義を自分たちのものに」と語る若者たちと、「民主主義って、これだ！」という場をつくりましょう。

高校生の政治活動

文科省通知を読み解く

10月29日に、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」文科省通知（以下「通知」）が出され、11月9日に校長への説明会が開催されました。教育新聞によると、高校教育課長は「校内での違法行為には校長の責任が問われる」「グレーゾーンの判断が学校によってまちまちではまずい」「大学生の政治活動のほうが恐ろしい」などの問題提起をしたようです。通知にはこのように書かれています。

> 改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。（略）選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（有権者）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。

「保護の対象」を理由に「政治活動を制限・禁止」していた69通知を廃止し、「選挙運動」や「政治的活動」を積極的に認めて高校生を主権者として迎え入れようとする姿勢が見えます。

若者への期待の背景

新自由主義の中での地域共同体の破壊と格差の拡大による弊害を乗り越える方策として、イギリスから始まった「シティズンシップ教育」。その中で、「福祉国家」にかわる、「自己責任」と「共助」（ボランティア依存）社会のために、「アクティブに社会に参画」することが若者たちに期待されました。社会への責任を若者に期待するなら、政治に参画する権利も保障しなければなりません。

「中立」の名で政治が介入

他方で、「国家共同体」のもとに国民を結集させようとする新保守主義の側から、教育への介入が始まります。通知では、「学校の政治的中立性の確保」、教員の「公正中立な立場」への要請から制限があると続きます。

> 他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。
>
> そして、指導上の留意事項ではこの表現が…。
>
> 指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

教基法では、「不当な支配に屈することなく」と、教育への政治の介入を禁止して「教育の中立性」を確保しようとしています。ところが通知では「中立」は教師に要請されているかのように読み取れます。政治介入を正当化するためでしょうか。

教師の市民としての姿こそ

「その地位を利用して」「特定の政治的立場」に導くことは「教育」の名に値しません。しかし、日本国憲法、教育基本法の精神である平和な民主社会形成に主体的に参画する若者育成の理想をもって、教師が市民として生徒に学びを保障しようとするのなら、教師の思いが授業に反映するのは当然ですし、それが使命です。

教師が市民として、主権者として学校や地域で活動している姿を見せ、生徒を仲間として誘うような姿勢でなければ、生徒に「主権者意識」が育つとは思えません。

（橋本　純）